

第6回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時：平成20年8月20日（水）

9：30～11：30

場所：養正コミュニティセンター屋内体育施設

次 第

1 開 会

2 議事等

- (1) 自立促進援助金制度の見直しについて
- (2) コミュニティセンターの在り方について
- (3) 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について

3 その他

4 閉会

(添付資料)

- ・ 自立促進援助金制度の見直しについて（中間報告案） (資料1)
- ・ コミュニティセンターの在り方について（論点整理） (資料2)
- ・ コミュニティセンターの在り方について（現状と評価） (資料3)
- ・ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（論点整理） (資料4)
- ・ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（現状と課題） (資料5)
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について (資料6)

(参考資料)

- ・ 他都市の隣保館等の今後の在り方について

自立促進援助金制度の見直しについて（中間報告案）

1 はじめに

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限（以下、「法期限」という。）後における京都市の同和行政の在り方について、総点検を行うことを目的として、平成 20 年 3 月 26 日、設置された。

当委員会は、京都市から、「自立促進援助金制度の見直しについて」等の 6 つの検討項目を提示され、4 月 23 日以降、これまでに 6 回の委員会と自立促進援助金制度の見直しに係る 3 回の専門委員会を開催し、検討を行ってきた。

当委員会は、これらの検討項目について、1 年以内に結論をまとめることとしているが、このうち、「自立促進援助金制度の見直し」については、とりわけ速やかに対応を講じる必要があると判断したことから、このたび、自立促進援助金制度の見直しについて、中間報告をまとめた。

京都市長においては、この中間報告の趣旨を踏まえ、早急に自立促進援助金制度の見直しに着手することを求めるものである。

2 制度の概要・経過

(1) 同和奨学金制度の概要

京都市は、旧同和地区における児童・生徒の教育の機会均等、就労の機会均等の保障のため、昭和 36 年度から、市独自の奨学金給付制度を設け、実施してきた。

その後、国においても、昭和 41 年度から高校生分、昭和 49 年度から大学生分の同和奨学金給付制度に対する国庫補助制度を創設し、以降、市も国補助金を活用しながら制度を運用してきた。

なお、法期限である平成 13 年度末をもって、国制度による同和奨学金制度は廃止され、市独自の同和奨学金制度についても、従来の制度内容を見直したうえで、5 年間（平成 14 年度～平成 18 年度）の経過措置が設けられ、経過措置期間の最終年度である平成 18 年度に在学中であった者については、卒業までの間、奨学金を貸与するが、制度は原則として、平成 18 年度末をもって廃止されている。

(2) 自立促進援助金制度の概要

その後、国は、昭和 57 年度に、同和奨学金に対する補助制度を給付制から貸与制に変更したが、京都市は、当時、高校進学率等になお格差があることなどから、実質的な給付制度を維持する必要があると判断し、国の補助制度を活用するために同和奨学金を給付制から貸与制に変更するとともに、同和奨学金を貸与された者が、同和奨学金を返還する際に返還額と同額の援助金を支給し、同和奨学金の返済に充てる自立促進援助金制度を創設し、昭和 59 年度から運用してきた。

(3) 経過

京都市は、同和奨学金制度と自立促進援助金制度を「一体のものとして」運用し、同和奨学金の貸与を受けた者が返還する際、国奨学金制度における返還免除対象者を除き、自立促進援助金を一律に支給してきたが、平成 15 年 5 月に出された監査委員の要望等を踏まえ、自立促進援助金支給要綱を改正し、平成 16 年度以降に貸与する同和奨学金について、その返還の際に、日本育英会（現在は日本学生支援機構）の奨学金貸与基準と同等の自立促進援助金支給判定基準を設けることとし、当該基準を上回る者については、自立促進援助金を支給せず、同和奨学金借受者から直接返還を受けることとした。

その後、平成 9 年度以降の自立促進援助金の支出について、順次、住民監査請求、住民訴訟が提起され、このうち平成 14 年度までの支出分（1 次・2 次訴訟）については、大阪高等裁判所において、一部（平成 13 年度以降に新規に援助金を支給した者について一律に支給したこと）が違法と判断され、その判決が確定した。

また、平成 15 年度及び平成 16 年度の支出分（3 次訴訟）について、現在、高裁で係争中であるが、京都地方裁判所の判決において、平成 14 年度以降に新規に援助金を支給した者について、一律に支給したことが違法とされた。

更に、平成 17 年度及び平成 18 年度支出分についても訴訟（4 次訴訟）が提起され、平成 19 年度分の支出の差し止めを求める住民監査請求に対し、京都市監査委員は、平成 14 年度及び平成 15 年度に貸与した奨学金の返還に係る自立促進援助金について、所得判定を行うことなく支出してはならないと勧告した。

こうした状況を踏まえ、京都市は平成 19 年度分の自立促進援助金を執行せず、平成 20 年度分についても予算計上を見送っている。

3 制度の意義

(1) 同和奨学金制度の意義

同和問題の解決に向けて、教育の機会均等、就労の機会均等の保障が極めて重要な課題であったことは論を待たない。そのために、旧同和地区の児童・生徒を対象とする給付制の同和奨学金制度を創設し、実施してきたことは、当時の旧同和地区の状況を踏まえれば、その社会的必要性や意義は十分あったと認められる。

(2) 自立促進援助金制度の意義

国が同和奨学金制度を給付制から貸与制に変更した昭和 57 年当時において、京都市が、旧同和地区の高校進学率について全市平均との格差があるなど、なお教育面での課題があると判断し、実質的に給付制の同和奨学金を維持しようとしたことについても、当委員会としては、その趣旨は理解するものであり、今日、高校進学率における格差がほぼ解消されたと思われることなどを踏まえれば、その意義も十分あったものと考えられる。

4 制度の問題点と見直しの方向性

(1) 自立促進援助金制度の問題点

前述のとおり、京都市が自立促進援助金制度を創設した趣旨は理解できるものの、同和奨学金の貸与と自立促進援助金の支給は、法的にみれば、奨学金の「貸与」と自立促進援助金の支給という「補助」であり、別の制度である。国の補助制度を引き続き活用する必要があったという当時の市の財政事情もあったとはいえ、これらを市が「一体のものとして」運用してきたことは、法期限後の今日的視点から振り返ってみれば、やはり無理・矛盾があったといわざるを得ない。

とりわけ、本来は将来の奨学金返還時の問題である自立促進援助金の支給を、奨学金の貸与時点で約束するといった制度の構成は、法的な観点からみた矛盾をはらむばかりでなく、制度の硬直性をもたらし、そのことが今日において明らかになった諸問題の根源になっているというべきである。

その結果として、京都市が、社会経済情勢の変化等にもかかわらず、自立促進援助金を無審査で一律に支給し続けたことは、住民訴訟における判決が指摘するとおり、少なくとも一定の時期以降は違法であったといわざるを得ない。市はそのことを真摯に受け止め、速やかに違法状態を解消し、より多くの市民の理解を得られる状況に改めなければならない。

更に、市は、平成 19 年度以降、平成 16 年度以降の奨学金貸与者に対して導入した所得判定による奨学金返還対象者への手続を進める一方で、その余の者に対する自立促進援助金を支給していない。その結果、これに見合う同和奨学金の返還がなされていないという事態が生じており、市は、速やかにこの状況を解消するための措置を講じる必要がある。

(2) 見直しの方向性

見直しに当たっては、奨学金の「貸付」と自立促進援助金制度という「補助」を「一体のものとして」運用することによる制度の硬直性を解消する必要があること、自立促進援助金を無審査で一律に支給することが、少なくとも一定の時期以降は違法との判決がなされていること、そもそも「二本立て」の制度運用が事情をより複雑にし、市民の理解を妨げる大きな要因にもなっていることなどを踏まえ、自立促進援助金制度を廃止すべきである。そして、新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けることにより、同和奨学金の返還と免除というわかりやすい関係に改めるべきである。

5 見直しの具体的内容

(1) 自立促進援助金制度の廃止時期について

自立促進援助金制度については、抜本的な見直しを図るため、当該制度の廃止を速やかに実施すべきである。市は、平成 19 年度以降、自立促進援助金の支給を停止しているところであり、平成 19 年度以降についての廃止が可能な状況にあることから、平

成 19 年度から廃止すべきである。

本来、このような制度の廃止等を行う場合には、不利益不遡及の原則から、将来にわたってのみ効力を有することが通常であり、平成 19 年度に遡って制度を廃止することは、異例なことではあるが、本件については、制度の運用について、確定した判決においても、見直しの時期が遅すぎた旨の指摘がなされているなどの事情を踏まえれば、遡及して廃止することもやむを得ないとする。

なお、自立促進援助金制度を遡及して廃止することは、先に述べたとおり、異例なものであり、そのことにより不測の不利益が生じる借受者に対しては、年度ごとの奨学金返還予定分について、履行期限を適宜延長するなど、予測外の負担を軽減する措置を講じるべきである。

(2) 奨学金返還困難者に対する返還免除制度の創設について

自立促進援助金制度を廃止するに当たっては、国奨学金制度において、奨学金返還困難者に対する返還免除の仕組みが設けられていることも踏まえ、同様の奨学金返還免除制度を新たに創設すべきである。

その手続等については、国制度に準じることとし、原則として、借受者の申請に基づく手続とすることが適当である。

(3) 長期間、自立促進援助金を支給されている借受者に対する対応等について

前述のとおり、同和奨学金と自立促進援助金は、法的にみれば「貸付」と「補助」という別の制度であり、同和奨学金が「貸付」である以上、原則的に市と同和奨学金借受者の間には債権債務関係があり、市には、未返還の奨学金について返還を請求する権利もあるというべきである。したがって、市は、すべての借受者に対して、奨学金の返還を求めることが原則であるというべきである。

しかしながら、一方で、長年にわたって市が「貸付」と「補助」を「一体のものとして」、同和奨学金借受者に対して説明・運用してきたことや、奨学金の返還に際し、その初年度に手続を行うのみで、その後の自立促進援助金の支給や奨学金の返還手続が、奨学金の借受者を経由することなく処理されてきたことなどから、借受者には、未返還の奨学金（奨学金返還の債務）が残っているという認識すらないと思われる。即ち、同和奨学金が返還不要、あるいは既に返還完了との意識の下に、進学時やその後の将来設計が立てられ、現在の生活が営まれていることなどについては、特段の配慮が必要である。

また、平成 12 年度以前から自立促進援助金を支給されている借受者に対しては、確定判決（1・2 次訴訟）において、平成 12 年度以前から自立促進援助金を支給されている借受者に対する自立促進援助金の一律支給が、「違法であるとまでは言い難い」としたうえで、「行政機関の裁量による行政運営が長期間にわたり積み重ねられてきた場合に・・・(中略)・・・行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、これに自ら拘束され、裁量の幅が収縮すると解すべき場合もある」と実質的に判断されているこ

とも考慮すれば、市がこれらの借受者に対し、改めて奨学金の返還を求めることは相当の困難を伴うことはもとより、返還を求める理由付けが困難であるとも考えられる。

一方、平成 13 年度以降の自立促進援助金の新規受給対象者については、同判決において、自立促進援助金の一律支給が違法であると判断されたことを踏まえ、個々の借受者ごとに、新たに設ける返還免除基準を的確に適用し、改めて未返還の奨学金の返還を求めていくことはやむを得ないと判断される。

したがって、今後、市が同和奨学金の返還を求めるに当たっては、その対象者の範囲について、これらの状況を十分に斟酌して判断されたい。

(4) 返還免除基準について

平成 16 年度以降に貸与した同和奨学金の返還に際し、現行の自立促進援助制度においては、所得判定基準を設け、所得が基準を下回った者に対し、自立促進援助金を支給することとしている。自立促進援助金制度を廃止する場合においても、経済的に返還が困難な者に対する何らかの救済措置は必要であると考えるところであり、先に述べたとおり、これらの者については、一定の要件のもとで奨学金の返還を免除する制度を設けることが妥当である。

奨学金の返還を免除する基準としては、現行の自立促進援助金の支出に係る所得判定基準を適用することも考えられるところであるが、現行の基準は、日本学生支援機構の奨学金貸与基準を準用しているところであり、奨学金の貸与に係る基準を返還時における返還免除基準として適用することは、市民理解を得られないと考える。また、現行の自立促進援助金に係る所得判定基準について見直すべきとした監査意見も踏まえれば、より厳しい基準とする必要がある。

一方、国制度による同和奨学金については、生活保護基準の 1.5 倍の返還免除基準が設けられており、市制度による同和奨学金についても、現行の自立促進援助金支給に係る所得判定基準と比較すると、厳しい基準ではあるものの、国基準と同等の返還免除基準を設けることが適当であるとの意見が、委員会において大勢を占めた。

なお、これまで一律に自立促進援助金を支給されてきた借受者の立場に立てば、新たに所得判定が導入されること自体が予期しないことであることも含め、相当に厳しい変更であると考えられる。また、すでに現行基準の適用を受けている借受者（平成 16 年度以降の貸与者）にとっても、同様に厳しい変更であると考えられる。したがって、新たな返還基準の設定に当たって、市は、借受者に対し、十分な説明、周知を行う必要がある。

あわせて、前述の自立促進援助金制度を平成 19 年度に遡及して廃止することに伴う借受者に対する配慮の必要性も踏まえ、当面は現行の自立促進援助金に係る所得判定基準を暫定的な返還免除基準として適用することや、借受者の実情に応じ、適宜返還を猶予し、履行期限を延長するなどの、激変緩和的な措置も考慮すべきである。

6 結びに

当委員会は、同和行政終結後の行政の在り方総点検の一環として、京都市の自立促進援助金制度とその周辺施策について検討した。

当委員会としては、先に述べたとおり、自立促進援助金制度について、創設当時の意義や、その果たしてきた役割を否定するものではない。しかしながら、法期限後の今日時点から見れば、複雑でわかりにくく硬直的な制度の構築と運用が、市民の理解を妨げるとともに、適切な制度改正の時宜を失することとなった大きな要因であったといわざるを得ない。更に、これらの行政運営の一部が、確定判決において違法と判断されたことは、本来は相当の範囲で認められる行政裁量権をも逸脱した行政運営がなされていたと判断されたものであり、そのことが市民の不信感を招いていることも否定できない。

したがって、京都市は、これらのことを真摯に受け止め、謙虚に反省するとともに、速やかに所要の見直しを行い、市民的理解が得られる状況に改めなければならない。

もとより、判決において違法と判断されたのは市長等の裁量についてであり、自立促進援助金を支給された借受者についてではない。しかしながら、違法状態を解消しようとするこれらの見直しは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱と痛みをもたらすものであろうと予想される。

そのため、当委員会は、京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう強く望むものである。

コミュニティセンターの在り方について（論点整理）

1 意義・役割について

隣保館は、同和問題の解決に向け、主には旧同和地区の生活改善や生活支援、また、コミュニティセンターは、これに加えて人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流と、地域コミュニティ活動の振興という役割を担ってきました。

（各委員の意見要旨）

- ・ 施設の性格としては、出発点は異なっているが、公民館的な施設として一般化してきたのではない。

（意見書等の主な要旨）

- ・ 隣保館は部落民にとって必要不可欠なものであったし、その社会的、経済的、文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきた。
- ・ 隣保館・コミセンの歴史的背景と役割を無視した運用は問題であるし、多くの効果も期待できない。
- ・ コミセン等の設置目的に「人権文化が…」など特別な位置付けがされていることから、市民にとってまだまだ「特別な施設」との認識がある。

2 事業内容について

生活相談や交流事業は減少傾向、貸館事業は増加傾向にあるものの、依然として低い稼働率となっています。

特に、コミセン事業の中心に位置付けられる生活相談や市民相互の交流を図るための交流事業は、利用件数や内容からみて、その意義を問われていますが、事業を再建して継続すべきという考え方と、身近な行政機関である区役所等で一体的な対応を図るべきという考え方があります。

また、会議室や体育施設については、利用拡大のため休日・夜間の開所や、有料化(実費相当の負担)をすべきといった考え方があります。

会議室等の利用については、地域のコミュニティ活動の拠点としても活用できるよう配慮すべき、との考え方もあります。

（各委員の意見要旨）

- ・ 相談事業等は、専門の相談窓口等、他機関との連携を図るべきである。また統合も検討するべき。
- ・ 利用促進を図るためのより積極的な広報をするべき。
- ・ 施設使用は、有料化するべき。

（意見書等の主な要旨）

- ・ 稼働率が低位のまま推移しているのは、平成 13 年度まで、なんら隣保館の位置付けや事業の見直しを行わなかったことなど、一般開放に消極的だったことによる。
- ・ 規定から逸脱した施設の利用状況が最近まであったように、到底、市民に理解が得られるような状況ではなかった。
- ・ 事業ごとに、真に必要な事業かを精査する中で、廃止も含めて見直すべきである。

- ・ 今後のコミセンに期待される役割は、地域住民の自立支援、啓発・交流活動、ボランティアや民間団体との連携によるまちづくりの3点である。

3 運営体制について

本市職員による直営を基本とし、職員配置については、開所時間にあわせ変則交代勤務を採っています。

交流事業・貸館事業については、6箇所地域で各種団体が参画するNPO法人等に委託しています。

運営体制については、今後の在り方(事業内容等)に左右されますが、効率的・効果的な運営が求められています。

(各委員の意見要旨)

- ・ 職員数、運営費が多すぎるのではないか。
- ・ 相談業務等は直営でないといけないのか。

(意見書等の主な要旨)

- ・ 現在の人員配置を見直したうえで、直営で対応すべきである。
- ・ NPO法人やまちづくり委員会等に委託するなど、更に民間企業の様々な運営形態を導入し市民に理解の得られる施設利用を促すことが必要。

4 今後の在り方について

今日時点におけるコミュニティセンターの在り方そのものについて、既成概念にとられない根源に立ち返った検討が必要となっています。

(各委員の意見要旨)

- ・ 行政ではなく「住民主体」で、住民による活動を充実させていけばよい。
- ・ 自治会館は町内会などで自主的に運用している。これを基本に考えるべきである。
- ・ 他都市の状況や公民館などの類似施設の運営が参考になるのではないか。

(意見書等の主な要旨)

- ・ コミセンをはじめとする地区施設が人権行政としての拠点としての役割を担い、同和行政で得た成果や知識、スキルを人権行政に役立ててほしい。
- ・ 差別と貧困を強いられてきた歴史的経過からすれば、真に福祉を必要とする高齢者や障害のある市民のために、福祉施設を設置し、「福祉で人権のまちづくり」を進めるべき。
- ・ コミセン等の特別な位置付けは廃止し、今後は市民の財産として活用することを広く市民に広報するべきである。

* 意見書等の主な要旨については、関係団体の意見書等を参考とさせていただきました。

コミュニティセンターの在り方について（現状と評価）

1 経過と現状について（意義と役割）

本市では、大正 8 年に、全国に先駆けて、三条に託児所を開設しました。その後、昭和 11 年に、家事見習所を統合して隣保館を設置して以降、隣保館は、旧同和地区における身近な行政機関、行政と住民のパイプ役として、若年層の就労や読み書きのできない高齢者のための生活上の相談をはじめ、生活実態の把握や、各種施策の周知に努めてきました。

また、併せて、識字学級や青少年対策事業、老人対策事業などの各種事業を実施するなど、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきました。

このように隣保館は、同和問題の解決に向け、旧同和地区住民の生活改善、向上の拠点としての役割を担い、地域住民にとって必要不可欠の施設、まさしく生活の拠り所、心の支えであったと言えます。

その後の平成 9 年の「地对財特法」の改正、平成 14 年の同法の失効に伴い、本市では、隣保館をコミュニティセンターと位置づけ、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に向け、「市民の交流」と「コミュニティ活動の振興」を目的に、区域外への利用拡大、市民交流、更には、住民が主役の地域に根ざした組織（NPO 法人等）による運営に向けて委託化を進めてきました。

近年、コミュニティセンターの利用は、着実に広がりを見せており、幅広い市民の交流が図られているほか、NPO 法人を中心に、小学校区域全体での地域コミュニティ形成の動きも芽生えつつあり、コミュニティセンターの意義、目的の達成に向け、一定の成果が現れてきています。

しかしながら、広がりつつあるコミュニティセンターの利用も、未だ低い水準であり、結果として特定の団体・サークルだけの利用にとどまっている施設もあるなど、特別扱いとの誤解を与えかねない実態も残っています。

また、コミュニティセンターに寄せられる生活相談も、住環境や住民の生活実態の改善を背景に、件数の減少とともに、内容も大きく変化しているなど、平成 14 年度の設置時と比べて、コミュニティセンターを取り巻く環境も大きく変化しています。

2 事業内容について

(1) 相談事業

ア 取組内容

住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行っています。

平成14年度以降、区役所をはじめとする関係機関による一般相談や分野別相談等に移行して対応することを基本とし、住民の自立を支援するという視点に立って、情報提供を中心とした取組を進めています。

イ 現状

(ア) 対応件数

平成19年度の対応件数は6,465件であり、平成14年度の9,850件と比べて34.4%減、コミュニティセンターに位置付けが変わる前の平成13年度の19,377件と比較すると66.6%減と大幅に減少しています。

また、平成19年度には、1コミュニティセンター1日当たりの相談件数は1.8件となっています。

<年度別相談状況>

	平成13年度	平成14年度	平成19年度
件数	19,377件(5.3件)	9,850件(2.7件)	6,465件(1.8件)
増減率	-	49.2%(比)	66.6%(比) 34.4%(比)

括弧内は、1コミュニティセンター1日当たりの平均対応件数です。

(イ) 対応時間

対応時間については、「10分以内」が5割強と最も多く、「1時間以内」の対応で9割強を占めており、また、平成15年度と比べても、「1時間を超える」対応は15.8%から7.4%へと半減しているなど、比較的短時間での対応案件が多くなっています。

<対応時間別相談状況>

	10分以内	1時間以内	半日以内	1日以内	1日超
平成15年度	51.2%	33.0%	9.0%	3.8%	3.0%
	84.2%		15.8%		
平成19年度	51.7%	40.9%	6.9%	0.2%	0.3%
	92.6%		7.4%		

(ウ) 相談内容

相談内容を見ると、従来、生活相談の中心であった「教育、就労」については、平成19年度には719件であり、平成14年度の1,945件と比べて63.0%減と大幅に減少しています。また、その構成割合10.6%も、平成14年度の19.7%と比べて半分近くにまで低下しており、平成13年度の26.0%と比べると大幅に低下しています。

一方、住環境の整備改善等を背景として、問合せや苦情要望が中心となっている「住宅、駐車場関連」の相談は、平成19年度には2,521件であり、平成14年度の3,123件と比べて件数は減少しているものの、その構成割合は37.3%と、平成14年度の31.7%と比べて増加しており、平成13年度の18.7%からは倍増しています。

また、「その他」の中には、掲示物の作成依頼や電話料金の問い合わせの取次ぎ、町内会等の事業への苦情などの例も見られます。

< 内容別相談状況 >

		5,060件, 26.0%		1,945件, 19.7%		719件, 10.6%		(単位: 件, %)	
		平成13年度		平成14年度		平成19年度			
住環境, 駐車場関連		3,645	18.7	3,123	31.7	2,521	37.3		
教育, 奨学金等教育関連		3,082	15.8	1,211	12.3	442	6.5		
就労等産業・労働関連		1,978	10.1	734	7.5	277	4.1		
生活一般	青少年関連	575	2.9	124	1.3	35	0.5		
	高齢者関連	1,609	8.3	615	6.2	347	5.1		
	女性関連	175	0.9	31	0.3	1	0.0		
	各種行事	1,800	9.2	384	3.9	384	5.7		
	貸館・運営	1,416	7.3	818	8.3	507	7.5		
	保健衛生	615	3.2	477	4.8	263	3.9		
	浴場関連	1,364	7.0	509	5.2	357	5.3		
	福祉, 年金等	1,384	7.1	926	9.4	482	7.1		
人権関連		29	0.1	16	0.2	44	0.7		
その他		1,822	9.3	882	9.0	1,101	16.3		
合計(累計)		19,494件		9,850件		6,761件			

「累計」は、1件の対応(実数)でも、内容が多岐にわたり、複数の項目に該当する場合は、該当するすべてについて1件として計上しています。

ウ 評価

住民からの相談については、近年、件数が激減してきており、一回の応対時間も、比較的短時間での対応案件が多くなってきています。

相談内容についても、コミュニティセンターが隣保館であった当時、教育や就労に関する相談が最も多かったが、現在では住宅や駐車場等に関する問合せが多く、従来、隣保館で実施していた住民個人の生活にかかわる相談から、区役所をはじめとする関係機関への一般的な問合せや関係機関への取次ぎに変化していると言えます。

これらは、コミュニティセンターにおける相談業務を住民の自立を支援するといった視点に立って、情報提供を中心とした取組に移行させてきたことにより、適切な窓口が認知され、住民自らで問題を解決しつつあることなどが要因として考えられます。

一方で、隣保館から引き続いて、平成 14 年度以降も、コミュニティセンターで相談事業とこれに関連する生活支援を実施しており、住民の中には、住民自ら、あるいは、地域コミュニティの中で解決できるものであっても、コミュニティセンターに相談・支援を求めるといった例もあり、このことが、自立の妨げとなっているという一面も指摘されます。

(2) 貸館事業

ア 取組内容

市民相互の交流や市民の自主的な活動を支援する取組として、施設を提供しています。

平成 14 年度以降、より幅広い交流を図るため、区・支所域、市域まで利用を拡大し、更に、平成 19 年 4 月申込分からは、「小学校区域」、「区域・支所域」、「市域」の 3 つの利用申込区分を廃止しました。

イ 現状

(ア) 利用件数

平成 19 年度の利用件数は、10,378 件であり、平成 14 年度の利用件数 6,135 件と比較して、約 1.7 倍となっています。施設別では、本館が、平成 14 年度と比較して、約 1.2 倍の伸びにとどまっているのに対して、体育施設は、約 2.1 倍と倍増しています。

また、平成 19 年度の 1 日当たりの利用件数は、1 貸出施設当たり本館が 0.2 件、体育施設が 1.5 件となっています。

< 貸館の利用状況 >

	平成 14 年度	平成 19 年度	増加率
利用件数	6,135 件	10,378 件 (0.4 件)	約 1.7 倍
本館	2,974 件	3,592 件 (0.2 件)	約 1.2 倍
体育施設	3,161 件	6,786 件 (1.5 件)	約 2.1 倍
うち小学校区域外 (構成比)	773 件 (12.6%)	4,783 件 (46.1%)	約 6.2 倍 (約 3.7 倍)
本館	151 件 (5.1%)	1,122 件 (31.2%)	約 7.4 倍 (約 6.1 倍)
体育施設	622 件 (19.7%)	3,661 件 (53.9%)	約 5.9 倍 (約 2.7 倍)

体育施設には、崇仁屋内体育施設の会議室、サークル室、柔道室、改進黨運動広場を含んでいます。

利用件数の平成 19 年度の括弧内は、1 施設 1 日当たりの平均利用件数です。貸出対応施設数は本館 71、体育施設 17 とし、崇仁、辰巳、改進黨屋内体育施設では半面貸出を行っています。

(イ) 利用範囲

平成 19 年度の総利用件数が、平成 14 年度と比較して、約 1.7 倍と増加しているのに対して、小学校区域外の利用件数は 773 件から 4,783 件と約 6.2 倍も増加しています。

更に、小学校区域外の構成割合を見ると、全体では 46.1% と約半数が、体育施設については、5 割を超えるなど、大きく広がりを見せています。

(ウ) 稼働率

平成 19 年度の稼働率を見ると、本館で 4.5% と極端に低い稼働率となっており、利用件数の多い屋内体育施設でも 42.4% となっています。

屋内体育施設を時間帯別で見ると、平日夜間が 70.0% と最も高くなっています。稼働率が最も低いのが、平日午後の 27.6% ですが、土曜日の午後を見ると 41.3% と平日と比較して 13.7% も高く、屋内体育施設の休日のニーズが高いことがうかがえます。

< 貸館事業の時間稼働率（平成 19 年度） >

	平日	第 1, 3, 5 土曜日	合計
本館	4.5%	3.5%	4.5%
午前 9:30～12:00	3.5%	3.3%	3.5%
午後 12:00～18:00	2.7%	3.5%	2.8%
夜間 18:00～21:00	9.2%		9.2%
屋内体育施設	42.3%	44.1%	42.4%
午前 9:30～12:00	44.5%	49.7%	45.0%
午後 12:00～18:00	27.6%	41.3%	28.8%
夜間 18:00～21:00	70.0%		70.0%

屋内体育施設には、崇仁屋内体育施設の会議室、サークル室、柔道室を含み、崇仁、辰巳、改進黨内体育施設では半面貸出を行っています。

(エ) 福祉センターの利用状況

福祉センターは、高齢者の親睦と憩いを目的とした自由利用の施設で、1 福祉センター 1 日当たりの個人利用は 6 人、サークルでの利用は 4 日に 1 件となっています。また、小学校区域内の利用割合は、個人利用で 95.3% と 9 割を超えています。

< 福祉センターの利用状況（平成 19 年度） >

	個人利用	サークル利用	専用利用（葬祭）
利用合計	22,599 人 (6.0 人)	957 件 (0.3 件)	95 件
うち小学校 区域内利用 (構成比)	21,530 人 (95.3%)	954 件 (99.7%)	

利用合計の括弧内は、1 施設 1 日当たりの平均利用状況です。

ウ 評価

平成 14 年度に、利用者の範囲を区・支所域，市域へ拡大して以降，広報に努めてきたことなどにより，少しずつコミュニティセンターが利用できることが知られ，施設の使用料が無料であることも重なって，体育施設を中心に，利用は着実に増加してきていますが，稼働率を見るとコミュニティセンターの認知度はまだまだ低いと考えざるを得ません。

本館は，それほど利用が増加しておらず，ニーズが比較的高い夜間でも稼働率は 10% 弱にとどまるなど低位な状況にあります。会議室は，そもそものニーズが低いことに加え，小学校のふれあいサロンをはじめ，代替となる施設が整備されていることが要因であると考えられます。こうした状況のもと，結果的に，特定の団体・サークルだけの利用にとどまっている施設もあることから，特別扱いであるとの誤解を与えかねない実態も見受けられます。

体育施設は，この 5 年間で利用件数が倍増するなど，年々，利用が拡大しており，ニーズが非常に高くなっています。また，開所土曜日の稼働率の高さから，現在閉所している第 2，4 土曜日，日曜日，祝日についても，ニーズが高いことがうかがえることから，今後，更なる利用促進に向け，ニーズに応じた対応が必要であると言えます。

福祉センターは，自由利用の施設であり，特段の事業を実施していないことなどから，利用者が少なくなっており，また，その利用のほとんどが周辺の住民で，固定化しているのが現状となっております。

(3) 交流事業（講座・教室，コミュニティづくりイベント）

ア 取組内容

市民の自主的な活動や交流のきっかけ，地域の各種団体の連携によるコミュニティづくりなどを目的として実施しています。

平成 14 年度以降，より幅広い交流を図るため，参加者の範囲を区・支所域，市域まで拡大し，広報の充実などの取組を進めています。

(ア) 講座・教室

学びを通じた地域のコミュニティづくりや市民の自主的な生涯学習活動のきっかけづくりにつながる各種の講座・教室を開催しています。

（例：陶芸，生花，編物，書道，ちぎり絵，パソコン など）

(イ) コミュニティづくりイベント

コミュニティセンター等を活用して，地域から人権文化を創り出していく開かれた取組として，各地域の広範な市民の参加による集いや学習会等を開催しています。

（例：講演会，まつり，歩こう会，文化祭 など）

イ 現状

(ア) 広報

交流事業については，より多くの市民の交流を図るため，平成 14 年度以降，市民しんぶん区版や商業新聞等により広報の充実に努めてきました。講座・教室は，平成 14 年度には，市民しんぶん区版の活用が全事業の 5.3%であったものが，平成 19 年度には，商業新聞など市域に対する広報と併せて全事業の 34.4%となりました。

コミュニティづくりイベントでは，平成 14 年度には市民しんぶん区版の活用が全事業の 22.0%であったものが，平成 19 年度には，市域に対する広報と併せて全事業の 41.7%となりました。

< 広報手段の推移 >

	市域に対する広報 (例：一般商業紙， ホームページ)	区版に対する広報 (例：市民しんぶん 区版)	小学校区域等に対 する広報 (例：コミセンだより)
講座・教室			
平成 14 年度	0%	5.3%	94.7%
平成 19 年度	18.3%	16.1%	65.6%
コミュニティづく りイベント			
平成 14 年度	0%	22.0%	78.0%
平成 19 年度	27.8%	13.9%	58.3%

複数の広報を実施している場合は，対象の最も広い広報で集計しています。

(イ) 参加人数

平成 19 年度の講座・教室の参加者は、6,413 人であり、平成 14 年度の 7,922 人と比べて、19.0%減少しています。

しかしながら、小学校区域外の参加者は 1,874 人と、平成 14 年度の 680 人と比較して約 2.8 倍、構成割合で見ると、8.6%から 29.2%と、3 倍を超えるところまで増加しています。

< 参加者数の推移 >

	平成 14 年度	平成 19 年度	増加率
講座・教室			
参加者数	7,922 人	6,413 人 (10.3 人)	19.0%
うち小学校区域外 (構成比)	680 人 (8.6%)	1,874 人 (29.2%)	約 2.8 倍 (約 3.4 倍)
コミュニティづくりイベント			
参加者数	9,982 人	9,955 人	0.3%

参加者数の括弧内は、1 講座 1 回当たりの平均参加人数です。

コミュニティづくりイベントの参加者については概算です。

ウ 評価

交流事業全体としては、平成 14 年度に、参加者の範囲を区・支所域、市域へ拡大するとともに、市民しんぶんをはじめとする広報を充実したことにより、小学校区域外からの参加者が増加し、より市民の交流が図れてきていると言えます。

また、交流事業への参加を通して、コミュニティセンターそのものの PR にもつながり、貸館の利用拡大につながるなど、相乗効果も見られるようになってきました。

しかしながら、その一方で、講座・教室の参加者総数は減少傾向にあり、メニューについても、毎年同じというだけでなく、従来の老人対策事業等からメニューが変わっていない講座・教室もあり、参加者の固定化の課題だけでなく、娯楽のために参加している参加者も散見され、参加者の意識の課題もあります。

また、コミュニティづくりイベントについても、その企画、実施の委託を行っているコミュニティセンターを中心に、各種団体による事業運営への協力が進み、地域コミュニティの活性化の効果が生まれていますが、事業への参加が「市民の自主的な活動」につながっているとまでは言い難い状況にあります。

3 運営体制について

(1) 取組内容（業務委託）

人権文化の息づくまちづくりを進めるコミュニティセンターにおいては、広範な市民の参画による、できる限り自主的な運営を行うことが、住民の自立、地域コミュニティの再生につながると考え、地域に根ざした小学校区域における幅広い各種団体等が自主的に参画するNPO法人等の「運営組織」に一部業務委託を実施しています。

<業務委託により目指しているもの>

- ・ 住民の自立意識の向上
- ・ コミュニティの再生と活性化
- ・ 地域福祉の推進
- ・ 地域交流の促進と人権尊重のまちづくり
- ・ 効果的・効率的な事業運営

(2) 現状

ア 委託状況

平成17年5月から、楽只、岡崎、壬生の各コミュニティセンター、平成18年4月から、崇仁、吉祥院の各コミュニティセンター、平成20年4月から上花田コミュニティセンターで一部業務委託を開始しました。

更に、平成20年4月からは、楽只、壬生、崇仁、吉祥院の各福祉センターの業務委託を開始しました。

イ 特色

- ・ 実施場所の変更など、小学校区域の広がりを意識した事業展開
- ・ 高齢者福祉の観点から、広報物の配布と併せて、一人暮らしの高齢者の安否確認と、事業への参加の呼びかけ
- ・ 「運営組織」の会報紙の作成、各種団体のネットワークを利用した事業周知、参加の呼びかけ
- ・ 国をはじめとする行政機関の助成金を活用した独自事業の実施

<委託実績（平成20年度）>

	委託先団体	代表者
楽只	NPO法人くらしネット21	社会福祉協議会会長
岡崎	NPO法人おもいやりネットワーク岡崎	自治連合会会長
壬生	NPO法人あかしゃふれあいネットワーク	自治連合会会長
崇仁	NPO法人崇仁まちづくりの会	自治連合会会長
吉祥院	NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク	少年補導委員会委員長
上花田	社会福祉法人なづな学園	理事長

< 業務委託内容 >

- ・ 講座・教室の企画及び実施
- ・ コミュニティづくりイベントの企画及び実施
- ・ 市民の自主的活動に対する情報提供（「コミセンだより」の作成，「コミセンからのお知らせ」の配布）
- ・ 貸館事業補助（業務補助）*業務委託のため，使用許可は所長の権限
- ・ 福祉センター業務

(3) 評価

平成 14 年度以降，コミュニティセンターにおいては，住民の自立，地域コミュニティの再生などといった意義，目的を持って業務委託を推進してきましたが，現在でもまだ 6 箇所にとどまっており，今なお半数以上の地域で，各種団体をはじめとする住民の理解を得ることができず，「コミュニティセンター運営組織」の設立に至っていません。

業務委託を行っている 6 箇所のコミュニティセンターでは，各種団体による事業運営への協力が進み，地域コミュニティの活性化の効果が生まれてきつつあります。また，NPO 法人等による創意工夫を凝らした事業展開や広報の拡大による幅広い市民の交流や独自事業による地域福祉の推進など，「各種団体が自主的に参画したコミュニティセンター運営組織」という特色を活かした成果も一部現れてきています。しかしながら，「住民の自立」という視点から見ると，事業運営への参画は，各種団体のコアメンバーにとどまっており，住民自らが作り上げる活動，取組という意識はまだ弱く，個々の住民の主體的な参加にはつながっているとは言い難い状況にあります。

改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（論点整理）

第 1 改良住宅の建て替えについて

初期に建設した改良住宅は最も古い住棟で築 48 年、住戸面積が 30 ㎡台と狭隘であり、かつ浴室や浴室スペースが設置されておらず設備面において課題があるなど、新しい住棟とは大きな格差が生じている実態があります。

現在、地区内では、コミュニティの弱体化、高齢化や人口減少に伴う地域活力の低下などの問題が顕著となって現れており、こうした地区の現状に対応するには、空き家の活用の工夫や、改良住宅を単に改良住宅として建て替えるだけでなく、多様な住宅の供給も含めた建て替えの在り方を検討する必要があります。なお、本市財政は極めて深刻であり、こうした財政状況も踏まえて建て替えの在り方も検討する必要があります。

建て替えに際しては、地域住民とのパートナーシップにより取組を進めてまいりましたが、一方で地域住民と行政との間のみで進めてきた経過があり、更なる市民の共感を得るには、これまで以上の透明性の確保やまちづくりの拡がりといった観点から取組を進める必要があります。

【各委員の意見要旨】

- ・ 住居の建て替えだけということではなく、まちや地域のあり方を検討する必要がある。
- ・ 高齢化が進んでおり、医療機関との連携、バリアフリーへの対応が必要。
- ・ 改良住宅の住民は、生まれ育った場所で自分の土地建物を売り住んでおり、一定のコミュニティをつくっているということを視点として持つ必要がある。

【意見書等の主な意見】

- ・ 対応年数を超えた改良住宅の建て替えを計画的に進めること、また、平行して既存改良住宅に浴室を設置するリフォームを検討すべき。
- ・ 住宅地区改良法のみ的手段ではなく、あらゆる手段を考慮に入れて多様な階層が住むことのできる住宅建設を可能にする新たなまちづくりに取り組む必要がある。
- ・ 将来にわたって建て替えを続けていくのか検討が必要。市民の貴重な税を限りなく投入することは理解が得られるものではなく、払い下げ等、住民個人の財産にしていくことも視野に入れた計画が必要。
- ・ 企画、建築段階からの住民参加が薄く画一的な建物になっており、周辺地域との整合性や住宅機能の活性化が図れていない。
- ・ これまでの「まちづくり組織」内の議論に終わらせることなく、議論を市民に広く広報し、市民の意見を積極的に聞き入れるべきである。

第2 改良住宅の管理・運営について

1 改良住宅の入居実態について

玄関ポストや集合ポストにガムテープが張られているなど、入居実態が疑わしい住戸が約2.6%ありました。また、改良住宅を居住用としてのみではなく、会社等の目的外に使用している実態も見られます。

入居実態の把握は、これまで、滞納家賃の納入指導など住戸への訪問の機会を捉え確認してまいりましたが、経常的な把握にまで至っていないのが実情です。

今後は、適宜、住民票と突合し、指導できる仕組み作りが必要です。

なお、はり・きゅうや個人タクシーの営業等の他の用途の一部併用については、承認の基準や手続についての要綱を整備したところです。

【意見書等の主な意見】

- ・ 部落問題を解決するために建設された改良住宅を自営に利用することを、すべて否定できるものではない。不正・不当な入居は正さなければならないが、生活権に及ぶものについては、的確な基準を示し適切な対処が望まれる。
- ・ 入居実態のない住宅、目的外使用、長期家賃滞納者等の問題を行政が容認してきた。

2 改良住宅の空き家の活用

改良住宅の総管理戸数4,225戸のうち、空家は840戸あり、公募可能戸数は162戸あります。

平成15年度からは、空き家の一般公募と試行的に留学生入居を実施しています。空き家の一般公募に当たって一般市民より優先的な取扱いを求める住民からの要望がまだ多くあり、こうした状況も踏まえながら取り組む必要があります。

留学生の入居については、地域コミュニティとの関わりを十分配慮すべきと考えます。また、子育て世帯支援など、他の政策目的での入居についてもどのように進めるべきか、検討が必要です。

【意見書等の主な意見】

- ・ 空き家の発生原因は、京都市が「属地属人主義」をとってきたことや空き家を建て替え時の仮設住宅としてストックしてきたことにある。このため人口減少に歯止めがかからず悪循環に陥っている。いま市がすべきことは、希望する全市民を対象にした改良住宅への公募。また公募にあたっては、若年層の居住を促進する施策を検討することも重要。
- ・ 公営住宅の一般公募を進めていくと必然的に地区外の低所得者層を吸収することになる。
- ・ 旧同和地区内の改良住宅のみを対象とした留学生の受け入れは理解できない。改良住宅をはじめ一般公営住宅も含めた市営住宅の公募の中で行うべきである。
- ・ 空き家の確保戸数が適切か検証すべき。
- ・ 一般公募により混住を図り、新たなコミュニティを形成し、互いが障壁を乗り越え理解をすることが必要。

* 意見書等の主な要旨については、関係団体の意見書等を参考とさせていただきました。

3 適正な共益費の算定と徴収について

改良住宅の共用部分の光熱水費等については、一部団地を除き、本市（住宅供給公社）が直接、入居者から集め、また、実際に必要な額より概ね低く設定された値を使用しており、その差額分及び未納分は公費でまかなっているのが実情です。

現在、公営・改良ともに同じ取扱いになるよう、共益費の負担区分を見直すとともに、それに基づいた適正な額を算定中ですが、公営住宅の実態に合わせて算定すると、ほとんどの改良住宅では大幅な負担増となることから、直ちに入居者の理解を得ることの困難が想定されます。

4 改良住宅店舗の使用料について

改良住宅の店舗は、従前権利者の営業継続のための代替施設として建設したものです。使用料については、平成15年度以降に供用開始された店舗にのみ新算定方式による使用料を適用し、平成14年度以前のものについては、旧算定方式による家賃額を適用しているため、使用料の不均衡が生じており、統一した使用料とする必要があります。

なお、改定に当たっては、急激な上昇とならないよう激変緩和措置を講じる必要があります。

5 家賃の減額に係る公営住宅との差異

家賃の減免は、収入が著しく低額である等特別な事情がある場合に行うことができ、公営住宅、改良住宅ともに同様の減免制度を設けています。

しかし、改良住宅と公営住宅とで減免による最低家賃額や減免が適用される収入基準額に差異がある等、改良住宅の方がやや優遇されたものとなっています。

減免制度については、現時点で公営住宅と改良住宅で取扱いを異にする合理的な理由がないことから、一元化する必要があります。

6 改良住宅駐車場の使用料の徴収について

公営住宅の駐車場は、市営住宅条例で有料付属施設に規定し、条例施行規則で住宅団地ごとに土地使用料のほかに施設の減価償却費や修繕費、維持管理費等を含めて、利用者から徴収しています。

これに対し、改良住宅の駐車場は、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用許可に係る使用料として、土地使用料を（立体式・機械式等の場合には加算して）徴収しています。

今後、市営住宅条例を改正し、改良住宅等の駐車場も有料付属施設として位置づけ、同条例施行規則で使用料の額を定めることとしています。また、管理運営も、公営と同様の方式を採用することとしています。

改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（現状と課題）

第 1 改良住宅の建て替えについて

1 現状

京都市では、まず「オールロマンズ事件」後の昭和 27 年から 35 年までの間に、不良住宅地区改良法による老朽住宅の買収・除却、公営住宅法による第 2 種公営住宅の建設という形で改良住宅を建設しました。しかしながら、こうした手法は、地区全体としての住環境整備という視点を欠いていたことから、京都市をはじめとした関係機関が国に働きかけ、昭和 35 年に住宅地区改良法が施行されました。同法は対象地区内の環境改善の事業にとって非常に有効な手法であることから、各地区において集中的に運用し、その結果、崇仁北部地区を除いてほとんどの地区で事業が完了し、劣悪な生活環境は飛躍的に改善しました。

しかしながら、長期にわたる事業実施の中で、初期に建設した改良住宅は最も古い住棟で築 48 年、住戸面積が 30 m²台と狭隘であり、かつ浴室や浴室スペースが設置されておらず設備面において課題があるなど、新しい住棟とは大きな格差が生じている実態があります。

本市では、平成 13 年度に策定した建て替えに係る計画に基づき、住棟の耐震性能や老朽化の具合、エレベーターや浴室の有無といった設備の状況を考慮して建て替え事業を進めてまいりましたが、本市の厳しい財政状況や事業の実施に相当の時間を要したこと等から、進捗率は、戸数で 20%台と低迷しています。

2 課題

(1) 現在、地区内では、コミュニティの弱体化、高齢化や人口減少に伴う地域活力の低下などの問題が顕著となって現れており、こうした地区の現状に対応するには、空き家の活用の工夫や、改良住宅を単に改良住宅として建て替えるだけでなく、多様な住宅の供給も含めた建て替えの在り方を検討する必要があります。

なお、本市財政は極めて深刻であり、従前の取組の延長線上ではなく、市民と行政が一体となって大胆な行財政改革の取組を行わなければ、3 年後には財政再生団体に陥りかねない状況となっており、こうした財政状況も踏まえて建て替えの在り方も検討する必要があります。

多様な住宅供給の例

1 公営住宅等との併設又は合築

改良住宅を建て替える際に、更新住宅と公営住宅を併設又は合築させる。

地区外からの住民の流入を図り、地区内コミュニティの弱体化や地域活力の低下の一因と推察できる人口減少に歯止めをかけることが期待できる。

しかし、更新住宅は、景観へ配慮しながら、狭隘な 30 m²台の住戸を、60 m²台の現代水準に適した住戸へと建て替えるため、敷地を最大限に活用しても、余剰地を確保できる団地は多くない。

また、公営住宅は、住宅に困窮する低所得者向けの住宅であることから、中堅所得者層が入居できる特定公共賃貸住宅の併設又は合築も検討する必要がある。

2 分譲更新住宅

建替事業又は二戸一改善等の施行に伴い、住宅を失うこととなる者に更新住宅を譲渡する制度で、土地を売却するものと、定期借地権（契約で定めた期間の満了により、更新されることなく確定的に借地契約が終了する）制度を利用したもの等が考えられる。

地区外からの多様な所得層の流入を促し、地域の活性化に資する中堅所得層や若年層の居住を促すことが期待できる。

3 みなし特定公共賃貸住宅制度

公営住宅及び改良住宅においては、所得が上昇した世帯が流出し、入居者が低所得者に限定される結果として団地のコミュニティバランスの低下や地域のコミュニティ活動への支障が懸念される。

既存の公営住宅、改良住宅の用途を特定公共賃貸住宅に変更する「みなし特定公共賃貸住宅制度」を活用することにより所得が上昇した世帯の地域内での居住や中堅所得層の入居を促進し、コミュニティバランスを図ることができる。

制度の導入に当たっては、公営住宅の応募倍率が非常に高倍率で推移している中で住宅困窮者への市営住宅の供給確保を行う必要性との比較考量や新たな制度を導入することにより生じる管理コストなどを十分検討することが必要である。

4 子育て世帯の優先入居

住宅に困窮している子育て世帯を支援し，若年世帯の入居を促進することによりコミュニティバランスの適正化を図ることができる。

5 安心住空間創出プロジェクト

平成 20 年度に国において，新たに創設された制度で，公的賃貸住宅の土地及び建物，団地内の集会所や空き店舗等の施設を有効活用し，高齢者や子育て等に係るサービス施設等の整備を進める。

当該制度を改良住宅に適用することによって，空地や空き住戸等の未利用スペースを高齢者福祉施設や子育て支援施設として整備し，地域の福祉拠点として更なる活用を図り，地域住民にとって安心な住環境を整備するとともに，地域を活性化させる多世代の交流を通じた新たなコミュニティの形成を期待できる。

(2) 建て替えに際しては、「京都市すまい・まちづくり活動支援制度」を活用しながら地域住民とのパートナーシップにより取組を進めてまいりました。こうした取組は、まちづくりに対する住民意識の高揚など一定の効果を挙げてきましたが、一方で地域住民と行政との間のみで進めてきた経過があります。

これまで、すまい・まちづくり活動支援の実績を評価する審査会を公開するなどの取組を行ってまいりましたが、更なる市民の共感を得るには、これまで以上の透明性の確保やまちづくりの拡がりといった観点から取組を進める必要があります。

すまい・まちづくり活動支援制度

住民と行政がパートナーシップにより連携し、相互理解のもとに住環境整備事業を進めることが、事業の効果的な推進や自立的なまちの形成につながり、多様な世代が「住み続けられるまち」の実現に大きく寄与するとの考えのもと、地域住民の意見を代表する「すまい・まちづくり活動組織」等に対し、まちづくりに係る専門家の派遣を行う「京都市すまい・まちづくり活動支援制度」を平成13年度に創設した。

この間、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業及び改良住宅等改善事業等に際し、住民とのパートナーシップによる事業推進を図るうえで大きな成果を上げてきた。その実績から、公営住宅建設事業等においても同制度を活用することが、住民とのパートナーシップによる事業推進を図るうえで望ましいと考えられるため、平成20年度からは実施対象を都市計画局住宅室が所管する住環境の整備に係る事業と改めた。

すまい・まちづくり活動組織

整備区域の特性を生かした住環境整備を進めるうえで、本市とのパートナーシップによりすまい・まちづくり活動を行う住民の組織。特定の運動団体だけではなく、民生委員や市政協力員、老人クラブ等の地域の各種団体の代表等により構成し、改良住宅の建て替えや未利用地の有効活用などの地域内の住環境整備について「すまい・まちづくり活動支援制度」を活用して住民参加によるワークショップ等を重ねてまちづくりに取り組んでいる。

また、例えば、近隣地域等の住民に参加を呼びかけて実施するイベント等の際に、京都市とのパートナーシップによる建て替え計画の検討状況や経過を報告するなどの活動を行っている。

第2 改良住宅の管理・運営について

改良住宅の管理・運営については、例えば家賃額について公営住宅と比して低く設定していたことをはじめとして公営住宅とは異なる取扱いが数多く残されていた実態がありました。このため、「京都市同和問題懇談会」の「意見具申」（平成8年11月）を契機に、家賃の額や家賃滞納者に対する法的措置を講じる基準（12箇月以上の滞納者に対する明渡請求）について公営の基準と同一とするなど、適正化のための取組を行ってまいりました。

しかしながら、不適切な入居実態の把握と指導、一般公募等による地区外からの転入を含めた空家の活用、適正な共益費の算定と徴収、住棟内店舗の適正な使用料の設定、家賃の減額に係る公営住宅との差異、及び駐車場使用料の徴収について、なお改善すべき課題があります。

1 改良住宅の入居実態について

(1) 現状

本市の改良住宅においては、入居者台帳に登録され、家賃の納入もあるが、玄関ポストや集合ポストにガムテープが張られているなど、入居実態が疑わしい住戸が約2.6%ありました。

また、改良住宅を居住用としてのみではなく、会社等の目的外に使用している実態も見られます。これまで本市では、「はり、あんま、きゅう」など一部の業種について公営住宅法や本市条例の規定に基づき承認していますが、様々な業種への拡がりが見られます。

(2) 課題

入居者からは毎年度、収入申告の届出をしていただいておりますが、これは次年度の家賃算定のためのものであり、当然に居住を前提としており、居住確認の手続きまでは行っておりません。

居住確認をする場合としては、同居承認や入居承継、同居者異動届等の手続きの際に、住民票による確認を行っております。

また、各種手続きの説明や滞納家賃の納入指導など住戸への訪問の機会を捉え、入居実態を確認してまいりましたが、経常的な把握にまで至っていないのが実情です。

今後は、適宜、住民票と突合し、指導できる仕組み作りが必要です。

なお、はり・きゅうや個人タクシーの営業等の他の用途の一部併用については、公営・改良に共通した承認の基準や手続についての要綱を整備したところです。

改良住宅における玄関扉等への会社看板等の件数
(平成19年10月31日調査)

ア	会社看板等	10件	
	治療院,	建設組合,習字教室識字研究社	教室 など
イ	不在等表示	11件	
	「御用の方は	棟 号室	まで」 など
ウ	その他	1件	
	教会	伝道所	

公営住宅の調査においても同様の看板等の表示が58戸にある。
内容としては個人タクシー営業所, はり・きゅう・マッサージ,
教会, 着物着付け, 化粧品販売代理店など

要綱で定める一部用途併用承認基準

次の事項に該当し, 住宅としての機能を損なわず, かつ, その用途併用について合理的な理由があると認められるもの。

なお, 迷惑行為のおそれがあるものや入居者以外の営業, 住宅としての用途を損なうもの等は承認しない。

- (1) 身体障害者が営むあん摩, マッサージ若しくは指圧, はり又はきゅうの営業
- (2) 法令等により自宅で営むことが許可の条件となっている個人営業
- (3) その他一部用途併用を禁止することが社会通念上不当と認められるもの

2 改良住宅の空家の活用

(1)現状

改良住宅の総管理戸数4,225戸のうち、空家は840戸(20年4月1日現在)あります。その多くは不良住宅の除却後の入居用や火事による事故部屋であり、また、例えば、住戸面積が30㎡台の狭隘な住棟を現在の住戸面積水準の60㎡台の住棟に建て替えるには、同数の住戸を空き家として確保しておく必要があり、このような住戸を除いた公募可能戸数は162戸あります。

空家の一般公募については、平成15年度から実施しており、19年度までに、8回、4団地、計41戸の募集を行い、活用を図っています。

また、平成15年度から、楽只・鷹峯市営住宅において、試行的に留学生入居(4戸)を実施しています。

(2)課題

空家の活用を図るうえで、一般公募を進めることは、新たな住民が流入することで新たなコミュニティが形成されるなどこれまではない変化を生じさせることとなります。また、一方で、地区内では同居親族の増加に伴う過密世帯が存在したため、過去には過密対策のための特定目的入居を実施した経過もあります。こうした経過などから公募に当たっては一般市民より優先的な取扱いを求める住民からの要望がまだ多くあり、このような状況も踏まえながら取り組む必要があります。

また、留学生の入居については、「大学のまち・京都」の推進のためにも取り組む必要があると考えていますが、一方で、異文化や別の習慣との関わりが生じることから、地域コミュニティにいかにスムーズに溶け込んでいただけるかといったことも十分配慮すべきと考えます。

さらに、子育て世帯支援など他の政策目的での入居についても、どのように進めるべきか、検討が必要です。

改良住戸の空き家の現状

(平成20年4月1日現在)

地区	団地	管理戸数	空き家戸数	空き家戸数の内訳			
				活戸数	公募可能戸数	建替・除却予定	公募不適格住戸
楽只	鷹峯	130	27	0	0	27	0
	楽只	414	87	21	8	51	7
	(小計)	544	114	21	8	78	7
養正		657	135	25	46	38	26
錦林		246	44	34	0	0	10
三条	三条	534	125	41	27	31	26
	岡崎	47	11	0	0	11	0
	(小計)	581	136	41	27	42	26
壬生	壬生	83	29	0	0	27	2
	壬生東	202	59	53	0	0	6
	(小計)	285	88	53	0	27	8
崇仁	崇仁	925	147	70	0	44	33
	岩本	64	5	0	4	0	1
	(小計)	989	152	70	4	44	34
改進	改進	197	66	0	12	44	10
	加賀屋敷	175	27	0	21	0	6
	泓ノ壺	40	21	0	0	21	0
	田中宮	129	13	1	6	0	6
	(小計)	541	127	1	39	65	22
久世	久世	230	21	1	18	0	2
	久世南	18	9	0	9	0	0
	(小計)	248	30	1	27	0	2
辰巳		90	10	1	9	0	0
山ノ本		44	4	0	2	0	2
合計		4,225	840	247	162	294	137

改良住宅の一般公募の状況

年度	公募時期	団地名	募集戸数	応募件数	入居件数
15年度	6月	辰巳	5戸	6件	4戸
16年度	6月 12月	辰巳	4戸	4件	4戸
		養正	6戸(単身戸)	48件	6戸
17年度	6月 12月	楽只	4戸	7件	3戸
		泓ノ壺	2戸	2件	2戸
18年度	6月	楽只	7戸	11件	6戸
19年度	9月 12月	楽只	3戸	13件	2戸
		養正	7戸(世帯戸)	15件	6戸
			3戸(単身戸)	22件	1戸
合計	8回	4団地	41戸	128件	

3 適正な共益費の算定と徴収について

(1)現状

共用部分の光熱水費等については、公営住宅では共益費として自治会等が入居者から必要な額を徴収し、直接、電力会社等に支払っていますが、改良住宅では共益費を徴収すべき自治会が存在しない団地がある等の理由により、一部団地を除き、本市（住宅供給公社）が直接、入居者から集めています。

(2)課題

改良住宅の共益費は、供用開始に合わせて実際に必要な額より概ね低く設定された値がそのまま使用されており、その差額分及び未納分は公費でまかっているのが実情ですが、現状では共益費の滞納を理由として住戸の明渡しを求めるのは困難であり、未納者に対して積極的かつ効果的な対応ができていません。

このため、本市が直接徴収できる手法や未納が生じにくい徴収方法について、現在、検討中であり、また、公営・改良ともに同じ取扱いになるよう共益費の負担区分を見直し、それに基づいた適正な額を算定中です。

しかしながら、公営住宅の実態に合わせて算定すると、ほとんどの改良住宅では大幅な負担増となることから、直ちに入居者の理解を得ることの困難が想定されます。

共益費の概要（改良住宅，公営住宅の相違）

	改良住宅	公営住宅
共益費の徴収 ^{*1}	便宜上，入居者が 公社窓口を持参し た場合に限り公社 で受け取り，市に 納入している	自治会（自治会費 と合わせて徴収し ている例が多い）
電気代，水道代の支払い ^{*1}	市（実務は公社）	自治会
剪定作業等の委託，支払い	市（実務は公社）	自治会
滞納者への督促等	なし	自治会
徴収金額 ^{*2}	0円～1,500円	500円～3,000円
徴収金額の設定根拠	入居時の申合せ	実際の支払い額
徴収金額の改定	なし	あり（前年度の支 出状況等をみて適 宜改定している例 が多い）
不足した場合の負担	市	入居者（自治会費 等を一時的に流用 している例が多 い）

*1 一部の改良住宅では，共益費の徴収や電気代，水道代の支払いを自主的に行っている。

*2 高層（6階建以上）中層の違いや，エレベータの有無により違いがある。

4 改良住宅店舗の使用料について

(1)現状

改良住宅の店舗は、従前権利者の営業継続のための代替施設として建設したものであり、その使用料については、昭和35年度の建設当初の改良住宅の家賃額との均衡を図って設定し、その後は家賃改定率などを踏まえて算定を行ってきました。店舗の使用料については、平成15年4月以降に供用を開始した店舗について、建物の償却費や管理費等や近傍類似地の評価に基づいた算定方式により使用料を算定することとしています。

(2)課題

現算定方式による使用料の算定は、平成15年度以降に供用開始された店舗にのみ適用し、平成14年度以前のものについては、旧算定方式による家賃額を適用しているため、使用料の不均衡が生じています。

公営住宅と同様の家賃制度を平成12年度に導入し、7年間の経過措置を経て平成19年度まで住宅家賃の負担が増大してきたことや、経営者の高齢化等により経営状態の良くない店舗も多く、空き店舗が増加していることなどから既存店舗使用料の算定方法の見直しを見送ってきましたが、算定方法を一律にし、統一した使用料とする必要があります。

なお、改定に当たっては、家賃上昇が急激にならないよう激変緩和措置を講じる必要があります。

店舗使用料の改定（平成15年4月実施）

算定方式	算定方法
旧算定方式	第1号店舗（昭和35年建設，三条2棟，27.16㎡）を当時の住宅家賃との均衡を図って1,200円と定め、その後の店舗は、面積比及びその後の住宅家賃改定率を乗じていた。
現査定方式	$\frac{(\text{償却費} + \text{修繕費} + \text{管理事務費} + \text{損害保険料}) \times \text{近傍類似地} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの固定資産税評価額}}{\text{市内の住宅地} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの固定資産税評価額の平均}}$ ただし、平成15年度以降に供用を開始した店舗から適用

店舗設置状況

団地名	管理開始 年度	設置数	床面積	使用料(円)
楽 只	S 3 9 ~ 5 8	23 戸	23.11 ~ 51.94 m ²	4,500 ~ 11,400
養 正	S 3 8 ~ 4 1	13 戸	22.80	4,500 ~ 6,200
錦 林	S 4 2 ~ 4 4	12 戸	23.10 ~ 34.80	4,500 ~ 6,200
三 条	S 3 9 ~ 4 6	17 戸	23.32 ~ 29.92	4,500
	H 1 8	7 戸	17.19 ~ 73.32	6,100 ~ 26,500
壬生東	S 5 6	5 戸	43.61	7,900
崇 仁	S 3 5 ~ 6 2	33 戸	29.48 ~ 60.92	4,500 ~ 11,400
	H 1 5 ~ 1 8	18 戸	54.87 ~ 85.77	21,600 ~ 36,100
改 進	S 4 4 ~ H 1 2	15 戸	36.28 ~ 162.86	6,200 ~ 36,400
合 計		143 戸		

現算定方式により使用料を算定したもの

5 家賃の減額に係る公営住宅との差異

(1)現状

家賃の減免については、収入が著しく低額である等特別な事情がある場合に行うことができ、公営住宅、改良住宅ともに同様の減免制度を設けています。

しかし、最低家賃額や減免が適用される収入基準額に差異がある等、改良住宅の方がやや優遇されたものとなっています。

(2)課題

公営住宅では、平成10年度に応能応益家賃制度導入の際に減免制度を見直しております。改良住宅では平成9年度に公営住宅と均衡を図った減免制度に見直しましたが、平成12年度に応能応益家賃制度を導入した際に、低所得者の家賃負担増に配慮し、同制度導入以前の減免制度を踏襲してきたため、制度に若干の差異が生じています。

減免制度については、現時点で公営住宅と改良住宅で取扱いを異にする合理的な理由がないことから、これを一元化する必要があります。

最低家賃額・収入月額の上限額

	改良住宅	公営住宅
最低家賃額	3,000円	3,800円
収入月額の上限額	62,000円	61,500円

6 改良住宅駐車場の使用料の徴収について

(1)現状

公営住宅の駐車場は、平成8年の公営住宅法の改正により住宅の共同施設として位置付けられ、平成13年10月から本市市営住宅条例で有料付属施設に規定し、条例施行規則で住宅団地ごとに土地使用料のほかに施設の償却費や修繕費、維持管理費等を含めて、1区画の使用料月額を4,200円から10,700円と定め、利用者から徴収しています。

これに対し、改良住宅の駐車場は、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用許可に係る使用料として、土地使用料を北部地域で1台当たり月額2,000円を、南部地域で同じく1,300円を、さらに立体式・機械式等の場合には月額1,700円～2,100円を加算して徴収しています。

このほかに、利用者は日常的な管理経費を含めて利用料を地元駐車場管理運営組織に納入しています。

(2)課題

公営住宅の駐車場と改良住宅の駐車場においては以上のように、法的根拠、算定額においても差異があります。しかし、駐車場という使用形態においては、公営住宅、改良住宅とも同様であるため、市営住宅条例を改正し、改良住宅等の駐車場も有料付属施設として位置づけ、同条例施行規則で使用料の額を定めることとしており、駐車場の管理運営に関しても、公営住宅の駐車場と同様の方式を採用することとしています。

駐車場比較表（面貸しの場合）

項目	改良住宅駐車場	公営住宅駐車場
位置付け	住宅敷地の目的外使用	条例に定める共同施設(有料付属施設)
運営主体	地元管理組織	自治会，カークラブ等
駐車場料金 利用者が支払う額	運営主体が定める額	運営主体が定める額
使用料 運営主体が市へ納付する額	土地代相当額 (北部 2,000 円，南部 1,300 円) 施設償却費	土地代相当額，施設償却費，修繕費，維持管理費を考慮して市規則で定める額の 4 分の 3 に相当する額 [] 4,200 円(際目) ~ 10,700 円(竹田)

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数		34件	(平成20年8月19日時点)
(2) 内訳	御意見記入用紙	31件	
	E-mail	2件	
	FAX	0件	
	郵送等	1件	

2 意見内容(8月6日以降受付分)

(1) 第5回総点検委員会分

意見書提出数：4件

	意見内容
1	<p>自立促進援助金制度の廃止についての委員会としてのとりまとめをするにあたっては資料1の中の不明確な表現は是正されたい。</p> <p>「予測外の不利益が生じる者」・・・解釈によってはすべての受給者が対象となってしまう不合理を有している。</p> <p>「皆が納得できる」・・・・・・・・・・市民の中に意見対立があるのであり、不適当な表現である。</p> <p>市民の財産を失うことになる債権の免除・放棄はきわめて重い行為であることを十分に理解したうえでのまとめをされたい。</p> <p style="text-align: right;">(市内在住 男性 50才代)</p>
2	<p>・中坊委員の、大阪高裁判決(確定)を軽視するような発言はおかしい。高裁判決は、自立促進援助金制度を否定していない。平成13年以降の一律支給を問題としているのである。平成13年以降の新規支給対象者からどうするかを指摘しているのであり、それをどこまでとびこえるような制度変更が認められるのだろうか。まして年度をさかのぼっての廃止決定も、大きな問題であろう。</p> <p>しかも、制度が公的なものとして存在し、運用されてきたものであり、違法性の認定も、判決では限定的である。そうすれば借受者の有していた権利は最大限保障すべきであろう。</p> <p>・会議の場所については、市内のコミュニティセンターを順番でまわってはどうかと思う。</p> <p style="text-align: right;">(市内在住 男性 50才代)</p>

3	<p>部落問題を解決する考え方をイメージできない人に同和事業のあり方など話しができるのですか？</p> <p>何のための総点検委員会ですか？</p> <p>自立促進援助金制度の廃止の意味がわかりません。不利益不遡及の原則は方の大原則です。それを無視する理由がどこにあるのか！</p> <p style="text-align: right;">（市外在住 男性 40才代）</p>
4	<p>自立促進援助金の長期借り受け者への対応について、議論は一つの方向でまとまっていないのに、どうやって委員会としての報告書をまとめるのか。なぜ対立点をあいまいにするのかわかりません。</p> <p>H12以前に返還がはじまった人について、市は債権放棄することの意味を、ほとんどの委員はわかっていないのではないか。市のあやまった援助金制度運用のツケをなぜ市民が負担しなければならないのか。</p> <p>改良住宅について</p> <p>何を議論しようとしているのかわからない。</p> <p>（つまりは何の問題を明らかにしようとしているのか不明）</p> <p>委員は事前に地区の状況について勉強すべきだ。傍聴していて恥しい。</p> <p style="text-align: right;">（市外在住 男性 40才代）</p>

（２）その他

西三条まちづくり協議会「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会への要望書」(別紙のとおり)

二〇〇八年八月五日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 様

西三条まちづくり協議会
会 長 駒井 幸美
京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会への要望書

私たち西三条まちづくり協議会は、西三条地区における改良住宅の建替えを契機に昨年二月、上花田町内会、北小路町内会及び新建町内会、部落解放同盟西三条支部など地元の団体で構成している自主組織です。この間、福祉で人権のまちづくりをコンセプトに、大阪府箕面市北芝地区の先進地視察をはじめ、地元においては、まち歩き、ワークショップや住民アンケート調査などを行ってきました。そして、住民自治のまち、高齢者や障害のある方などが安全で安心に暮らせる共生のまち、人権が尊ばれる発信のまちを求めて様々な取組を進めてきました。

いま、これまでの活動の集大成として住民の創意を具体化する『西三条まちづくり基本構想』のまともに着手するところで、初秋頃には成文化したものを公表する予定であります。

他方、京都市では「同和」行政終結後の行政のあり方を総点検するとして、貴委員会が設置され、月一回のペースで精力的に六項目の議題について論議が進められています。とりわけ、私たちが危惧する案件としては改良住宅の空家利用、コミュニティセンターのあり方及び浴場問題であります。

例えば、門川マニフェストによると、一部を留学生の専用住宅にするようなことが記載されていますが、なぜ、留学生なのか全く理解できません。同和地区が差別と貧困を強いられてきた歴史的経過からすれば、今日時点では真に福祉を必要とする高齢者や障害のある方が身近な地域で安心して生活できる各種グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などを地域の空き地や空家を利用して設置することが、財政的・市の各種プランの立場からも得策と考えているからです。まさに一般施策を活用して「福祉で人権のまちづくり」を進めることは、門川マニフェストから検証しても合致していると思います。

もちろん、私たちは海外の都市と友好関係を持つことはすばらしいことだと思いますが、足元の国際化はもっと重要ではないでしょうか。貴委員会もご承知のとおり、京都市は、かつて「同和」事業を進めるため地域に居住していた在日外国人の地区外強制移転を進めてきた苦い経験を持っています。そのことを総括しないで、単に空家があるから留学生用に転用することは部落問題の解決とは別次元の問題だと考えます。真の国際化と人権尊重を提唱するのであれば、対象は留学生ではなく、地区外強制移転を強いられた在日外国人であり、高齢者や障害のある方ではないでしょうか。

私たちは障害児を持つ親たちとの交流会を通して多くのことを学びました。障害児を持つ親たちは我が子が自分たちより早く死ぬことを願う親が少なくありません。一方、世間では健常児の親は自分たちより早く死ぬ子は不孝な子だと思っています。これが現実であります。福祉や人権は理念だけでは何も変わりません。私たちは、こんな理不尽な社会を半歩でも一歩でも変えられる可能性と条件整備が整っているのは同和地区であると自負しています。

また、コミュニティセンターについても、十数年前から学区自治連と各種団体等が連携して交流事業等の場として活用してきました。特に、高齢化問題を日常生活圏域の問題として捉え、高齢者実態調査、ボランティアによる高齢者宅への安否確認、行政と介護施設など連携を持った「ミニ行連」の活用、各種事業を通じた活動など、今では中京区内でもトップクラスの福祉先進学区にまで押し上げてきました。

さらに、コミュニティセンターも留学生センターに転用するようなことも聞くに及んでいます。元来、コミュニティセンターは社会福祉法に規定されている第二種事業で法の厳格な制約があります。社会福祉事業を各種団体と有機的に連携し、またコミュニティセンターを地域の交流の場と人権発信の拠点とすることはもちろんのこと、市民サービスの向上を図るため「市証明書発行コーナー」などの機能を完備することで、日常生活圏域の活性化と交流人口の増加なども十分に見込まれます。このことは検討に値すると思います。

浴場については、市議会などでは廃止や民間委託などが言われています。過日の住民を対象にしたワークショップでは、新しい住宅に浴室が完備されても、介護が必要な高齢者や障害のある方などの利用は不可能だから、現規模を縮小・改修して市民をも対象に介護が必要な高齢者や障害のある方などに限定した「福祉浴場」にしてはどうかという意見が出ました。そして運営はNPO法人などに管理・運営委託をするなどして、フレキシブルに利用できるものになれば、地区の再生と福祉学区としてすばらしいものになると思います。

いずれにしても、総点検委員会が地区の実情を十二分に把握され、同和地区が福祉と人権の拠点になりうる方向性を見出されることを念願し、私たちがまじめようとしている「福祉で人権のまちづくり基本構想」の方向のご理解と尊重をいただきたく重ねて要請するものです。

他都市の隣保館等の今後の在り方について

	大阪市	神戸市	奈良市
委員会等の名称	大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会	神戸市同和対策協議会	奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会
報告日	平成 18 年 8 月 31 日	平成 13 年 9 月 12 日	平成 20 年 2 月 26 日
今後のあり方	<p>東淀川区内で同一機能を有する，南方・日之出・飛鳥人権文化センターの 3 館については，隣近接して存在しており，指定管理期間内であっても 1 館に統合することがより効率的な行政運営に資すると考えられる。</p>	<p>生活文化会館は，人権の尊重された住民の主體的なまちづくりのため，今後，住民自ら集い，ふれあう場である「開かれたコミュニティセンター」として地域の自主活動・交流の拠点施設とすること。そのために，より一層の自立促進を目指し，これまでのノウハウや経験を生かし，側面的支援を行うこと。</p> <p>生活文化会館と公民館は，地域の特性，施設の立地条件，利便性や事業の状況等を総合的に勘案し，施設の有効利用を図るため，できる限り速やかに一体化について検討すること。</p> <p>西北神集会所は，周辺地域を含めた人権の尊重されたまちづくりの核として，地元管理の自治会館とすること。</p>	<p>奈良市では平成 11 年 10 月に出された奈良市同和対策協議会の「隣保館の今後のあり方について（提言）」では隣保館を同和地区に限定するのではなく広く地域の活動拠点とすること，思い切った統廃合を行うこと等の先進的な提言が盛り込まれており，現在でも十分有効性を持つものである。また，平成 19 年 1 月には全国隣保館連絡協議会から「あしたの隣保館検討委員会報告書」では，隣保館を福祉と人権のまちづくりの拠点施設と位置付けるとともに，社会状況の変化に立つとき，今こそ「前例踏襲や依存型のスタイルを打破するチャンス」，「地域限定」や「地域主導」で進められてきた運営手法を変革する好機であるとしている。まさしく今後の人権文化センターの姿を示すものである。</p> <p>奈良市の「隣保館の今後のあり方について（提言）」と全国隣保館連絡協議会の「あしたの隣保館検討委員会報告書」を今後も人権文化センターの運営や事業展開の基本的方向とする。</p> <p>統廃合については，奈良市の財政事情も深刻であるが財政事情も深刻であるが財政上の判断だけでなく，地域の実情やセンターの活動状況，他の施設のあり方などを総合的に勘案し，統廃合によって新たな地域住民の活動を生み出したり，促進するというという観点も踏まえて奈良市が主体性を持って判断すること。</p>

	大阪市	神戸市	奈良市
相談事業	<p>現在の人権文化センターの機能のうち、自立支援機能即ち相談事業については社会的に支援を必要とする人々が多い地域において必要な事業と考えられるが、実施場所は必ずしも人権文化センターに限る必要性はなく、また、実施に当たっても地域の行政機関である区役所と連携して行うほうが効果的であると認められること。</p>	<p>(記述なし)</p> <p>生活文化会館と公民館は、地域の特性、施設の立地条件、利便性や事業の状況等を総合的に勘案し、施設の有効利用を図るため、できる限り速やかに一体化について検討すること。</p>	<p>相談事業については、細やかに行うことで、啓発の課題もおのずから浮かび上がってくるということや、自立を促していくという側面もあるので今後、総合相談として一層の重点を置いて運営すべきである。</p>
人権啓発機能	<p>人権啓発機能については、区役所を拠点に区域全体や市域全体で実施するほうが効果的と考えられることから、区で企画・実施する人権啓発事業に統合し事業展開を図るべきであること。</p>		<p>「人権啓発の拠点」としては、様々な人権啓発事業を実施し、周辺地域向けの啓発紙なども発行され、活発に行われている。こうした活動は今後も重要であるが、人権 NPO 等との連携のもと、地域住民交流を図り、お互いが同じ地域に住むという連帯感を育み、どんな差別も許さないという世論形成と地域社会づくりを目指すという視点で事業を展開することが大切である。</p>
交流事業、貸館事業	<p>貸館事業を含めた市民交流機能については、地域内には人権文化センターのほか青少年会館が存在するが、それぞれの施設の今後の方向性とも整合を図りながらひとつに統合するほうが効率的行政運営に資すると認められること。</p>		<p>「生涯学習の拠点」としては、人権文化センターとして役割を明確化していくことが重要である。そのために人権文化センターは人権と福祉の拠点施設という視点で事業を見直し必要がある。</p> <p>講座や教室のあり方では、人権文化センターの実施している事業が現在の住民ニーズにあっているのかどうか把握することにより、今後の方向性を導き出すことも重要である。</p>
運営	<p>以上の見直しについては、現行の指定管理機関が終了する平成 21 年度までに見直し方針を明らかにするとともに、重要な問題であることから、今後、大阪市においては、精力的且つ総合的な検討を要請する。</p>		<p>指定管理者制度についても検討したが、現在のところその必要性は認められない。</p> <p>地域社会の住民交流の中心的な施設として人権啓発、福祉、生涯学習等、幅広い市民利用施設であるという視点に立ち、また、地域社会との協働のための施設であるという視点で人権 NPO 等との支援関係づくりや広域運営委員会(例：小学校区単位)を設置して、運営を行うこと。</p>